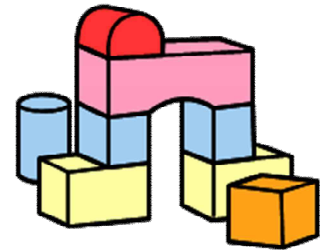
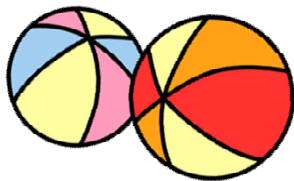


令和6年度 保育施設入所のしおり



あきる野市 子ども家庭部 保育課保育係（あきる野市役所本庁舎2階）

〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111 内線 2651・2652
FAX 042-558-1117

あきる野市ホームページ
<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

あきる野市子育て応援サイト るのキッズ
<http://www.city-akiruno-kosodate.tokyo.jp/>





保育施設の種類

P 1

- 1 保育所
- 2 小規模保育施設
- 3 認定こども園
- 4 幼稚園

保育所 小規模保育施設 認定こども園(保育) の入所を希望する場合 P 2～22

- 1 保育施設の見学から入所までの流れ
- 2 認定
- 3 入所の申込み（手続編）
- 4 入所の申込み（必要書類編）
- 5 利用調整
- 6 入所決定後
- 7 利用者負担額（保育料）

認定こども園(教育) 幼稚園 の入所を希望する場合

P 23～28

- 1 保育施設の見学から入所までの流れ
- 2 認定
- 3 預かり保育
- 4 給食費の免除及び軽減
- 5 入所の申込み（手続編）

その他利用できるサービス

P 29～31

- 1 認可外保育施設
- 2 休日保育
- 3 乳幼児ショートステイ
- 4 ファミリー・サポート・センター
- 5 病児・病後児保育室

よくある質問

P 32～34

その他資料

P 35～40

様式

P 41～56



保育施設の種類

年齢や「保育を必要とする要件」の有無で、ご利用いただける施設が異なります。家庭の状況に合わせて、利用施設をご検討ください。

施設区分	保育を必要とする認定の要件	対象クラス	しおり参照ページ
1 保育所	あり	0～5歳児	P2～P20
2 小規模保育施設	あり	0～2歳児	P2～P19、P21
3 認定こども園	あり	0～5歳児	P2～P19、P22
	なし	満3歳～5歳児	P23～P27
4 幼稚園	なし	満3歳～5歳児	P23～P26、P28

※ 「保育を必要とする要件」とは、就労等により児童を家庭で保育することができない事由です。

※ 対象クラスは、4月1日時点の児童の年齢で決定します。

※ 満3歳クラスは、児童が3歳になった誕生月の翌月からご利用いただけます。

1 保育所

保育を必要とする児童に対して、家庭で保育することができない保護者に代わって保育を行う施設です。あきる野市が運営する公立保育所は3か所、社会福祉法人が運営する私立保育所は12か所あります。

2 小規模保育施設

保育を必要とする児童に対して、家庭で保育することができない保護者に代わって保育を行う施設です。0～2歳までのお子様を対象に、小人数(定員6～19人)で家庭に近い雰囲気できめ細やかな保育を行います。あきる野市には5か所あります。

※ 2歳児クラスで卒園後、連携施設に入所いただくか、改めて他の施設に入所申請をしていただく必要があります。(P15参照)

3 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持った施設で、教育と保育を一体的に受けることができます。「保育を必要とする要件」の有無により、申請方法やご利用いただける年齢、時間が異なります。あきる野市には4か所あります。

4 幼稚園

幼児期の子どもに対して集団生活の中で教育を行う施設です。「保育を必要とする認定の要件」が無い場合もご利用いただくことができます。あきる野市には新制度幼稚園1か所、未移行幼稚園1か所あります。

共働きなどの理由で、お子様を保育する時間がない人が保育園、小規模保育施設に預けているよ。保育する時間はあるけど、集団生活のルールなど幅広い教育を受けさせたい人が幼稚園に通っているよ！どちらの人でも通うことができる施設が認定こども園だよ！





1. 保育所 2. 小規模保育施設 3. 認定こども園(保育)
の入所を希望する場合

～ 対 象 施 設 ～

1. 保育所 (公立施設3施設 私立施設12施設)

屋城保育園 (公立)

神明保育園 (公立)

すぎの子保育園 (公立)

東秋留保育園

西秋留保育園

草花保育園

よつぎ第一保育園

よつぎ第二保育園

秋川あすなろ保育園

誠和保育園

増戸保育園

五日市保育園

五日市わかば保育園

光明第六保育園

あきる野こどもの家

2. 小規模保育施設 (5施設)

家庭保育室ひまわり

たまがわベビーハウス

よつぎっ子えん西

よつぎっ子えん東

秋川文化保育園

3. 認定こども園 (4施設)

ほうりんじ幼稚園

多摩川幼稚園

くさばな幼稚園

すもも木幼稚園

※施設によって受入年齢が異なります。P20～P22の一覧表で確認してください。



1 保育施設の見学から入所までの流れ

① 保育施設の見学

入所を希望する保育施設には、**お子様同伴で必ず見学に行ってください。**

(見学の日時は、事前に保護者が保育施設に電話でご相談ください。)

※病気や障がいなど特別な配慮が必要な場合や、食物アレルギー対応が必要な場合(何のアレルギーなのか、除去を必要とするのかなど)は、保育施設での対応状況が異なりますので、見学の際に必ず確認してください。安全な保育を行うための対応が必要となります。

※事前に相談がない場合や、事実と異なることが発覚した場合は、入所をお断りすることがあります。

② 保育施設の申込み

申込締切日までに必要書類を用意して、受付窓口にお申込みください。

入所希望月に合わせて、申込締切日が異なります。**住民登録のある市区町村が受付窓口**ですので、市外にお住まいの方は、あきる野市の申込締切日を伝えて余裕をもってお申込みください。

③ 利用調整

毎月16日頃に、入所の利用調整会議を行います。市が定める「利用調整基準表」に基づき保護者の状況を点数化し、保育施設の入所可能状況に合わせて利用調整を行います。

④ 入所が決まった場合(内定)

利用調整会議から2日前後に、保育課から直接電話連絡をします。(4月の利用調整結果は通知書でお知らせします。)ご案内した保育施設をやむを得ず辞退する場合、翌月以降年度内は、希望園に再度追加することができません。なお、決まった施設を辞退する場合は辞退届の提出をお願いします。

⑤ 園と面接

内定した保育施設に保護者が直接電話で、面接の日時を相談してください。

※面接は、必ずお子様同伴でお願いします。同伴されない場合には、入所をお断りする場合があります。

⑥ 入所決定

面接終了後に保育課から、「保育所利用決定通知書」等を郵送します。

⑦ 利用開始

入所月1日(日・祝日の場合は翌日)から、お子様の状況に応じて保育時間を徐々に延ばし、1~2週間程度の慣らし保育を実施します。慣らし保育終了後、保育認定時間に合わせて登園してください。

※保育認定時間を超えた場合は、延長料金が別途かかりますので、詳しくは、各保育施設へお問合わせください。(P20~P22参照)

入所が決まらなかった場合(保留)

入所が決まらなかった場合

利用調整会議から5日前後に、「保育所等利用保留通知書」を郵送します。原則、翌月以降、入所が内定しない限り通知はいたしません。毎月保留通知書の送付を希望される方は、手続きが必要です。

※翌月以降、取下げ届の提出がない限り、年度内(3月入所分まで)は自動的に毎月の利用調整会議で審査します。

次年度4月以降も入所を希望される方は、改めて申込書を提出してください。

※希望施設の変更や取下げ、申請内容に変更がある場合は、締切日までに保育課窓口で変更手続きをしてください。

2 認定



1 認定区分について（2・3号認定）

「保育所」「小規模保育施設」「認定こども園(保育)」の保育を利用するお子様については、**教育・保育給付認定申請書の提出が必要であります**。市は保護者からの申請内容を審査し、認定区分を決定します。本認定は、認定申請により、入所の可否とは別に自動的に発行されます。

※ **「保育を必要とする要件がない方」は保育施設に入所することができません。**

※ 3号認定で入所されているお子様は、満3歳で、自動的に2号認定に切り替わるので、改めて申請いただく必要はありません。

認定区分	教育 保育	対象年齢 令和6年4月1日現在の年齢	利用できる時間	利用できる 保育施設等	申請窓口
3号認定	保育	0-2歳	保育短時間 保育標準時間	保育所 小規模保育施設 認定こども園	市役所2階 保育課
2号認定	保育	満3-5歳	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園	市役所2階 保育課

2 保育を必要とする「要件」（2・3号）

保育施設に入所するには、父母それぞれに下記の「保育を必要とする要件」が必要になります。

要件	入所できる期間
就 労	週3日以上かつ1日4時間以上(最低基準)で、継続的に労働している期間
妊娠・出産	出産予定月の前後2か月を含む、合計5か月間の期間限定 (以降、継続することはできません。)
疾病・負傷	入院又は療養を要さなくなった月の末日まで
障がい	各種障がい者手帳の有効期限まで
介護・看護	介護、看護又は長期入院を要さなくなった月末日まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている期間内
求職活動	入所月を含む3か月間
就 学	職業訓練校・大学・専門学校の修了予定月又は卒業まで (授業形態がオンラインでも可ですが、通信教育、カルチャーセンターなどの学習は対象外です。)
その他	虐待、DVなど

3 「保育標準時間」と「保育短時間」

教育・保育給付認定は、保育を必要とする要件に応じて「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」に区分され、保育施設を利用できる時間が異なります。その時間を超えた場合は、延長保育となりますので**延長料金(預かり保育料)を保育施設にお支払いいただきます。**

※ 料金は、保育施設によって異なるため、直接お問い合わせください。(P20～P22参照)

保育時間の区分	保育利用時間	保育を必要とする要件
保育標準時間 (各園の通常開所時間)	最長 11 時間	＊週 30(月 120)時間 以上 の就労(内定を含む。)、就学又は介護・看護 ＊妊娠・出産、病気又は障がい ＊災害復旧 ＊虐待・DV
保育短時間 (8:30～16:30)	最長8時間	＊週 30(月 120)時間 未満 の就労(内定を含む。)、就学又は介護・看護 ＊妊娠・出産、病気又は障がい ＊求職中 ＊育児休業中(在園児)

※ 保育標準時間で認定された方は、施設により利用できる時間が異なります。

※ 保育標準時間と保育短時間で**利用者負担額(保育料)が異なります**。詳しくは 18 ページの「あきる野市利用者負担額表」をご覧ください。

※ 上記の就労等の時間(30 時間)は、あくまで目安ですので、通勤時間や保育料等の理由で保育時間を変更されたい方は、申請書を提出される際に保育課にご相談ください。

※ 妊娠・出産、病気、障がいの要件の方は、保育時間の選択が可能です。申請書を提出される際に保育課にご相談ください。

教育・保育給付認定(2・3号)は、保育施設の利用を申し込んだ人に自動的に発行されるよ。認定の種類によって、保育施設に通える期間や時間が違うから、自分がどんな認定になるのか確認してね。

もし、両親のどちらかでも「保育を必要とする要件」に該当しない人は、認定が発行されないのだから、保育施設に申し込むことができないんだ。

自分の要件がわからない人は保育課に相談してね!





3 入所の申込み（手続編）

1 対象者

「保育を必要とする要件」がある方で、あきる野市に住民登録がある方又はあきる野市に転入予定がある方は、生後57日目を迎えた月の翌月1日入所からお申込みできます。

※ 市外の保育施設を利用したい方や市外に住民登録がある方は、7～8ページをご覧ください。

※ 入所は毎月1日です。月途中からの入所はできません。

2 申込書の配付場所

- ① あきる野市役所 2階保育課窓口
- ② 五日市出張所市民総合窓口係
- ③ あきる野ルピア2階 子育て支援総合窓口
- ④ 市内保育所、市内小規模保育施設、市内認定こども園
- ⑤ あきる野市ホームページ

3 申込書の提出場所

- ① あきる野市役所 2階保育課窓口
- ② 五日市出張所市民総合窓口係

※ 4の申込みの期間内に上記の窓口にご提出ください。郵送での提出は受け付けていません。

4 申込みの期間

令和6年4月入所（1次選考）

【受付日時】 令和5年10月30日(月)～令和5年11月24日(金)

午前8時30分～午後5時15分まで

【夜間受付】 令和5年11月15日(水)

午後5時15分～午後8時まで

※ 夜間受付はあきる野市役所2階保育課窓口のみ

※ 市外在住の方があきる野市内の保育所を申し込む場合は、2次選考から対象となります。

(あきる野市に転入予定の方は、1次選考から対象となります。)

※ 令和6年4月1日入所は、令和6年2月4日出生児までが対象となります。出生前の申請は、母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日記載のページ)が必要になります。入所決定していても出生日が2月5日以降となった場合は、4月の入所は取消しとなり、5月以降で利用調整の対象となります。

※ 令和7年4月入所の詳細は、令和6年10月の「広報あきる野」等でお知らせする予定です。

令和6年4月入所（2次選考）

【受付日時】 令和6年1月17日(水)～令和6年1月31日(水)

午前8時30分～午後5時15分まで

※ 1次の利用調整の結果、定員に満たなかった施設は2次募集を行います。

※ 1次の利用調整の結果、入所できなかった児童は自動的に2次選考に進みます。

※ 2次募集の利用調整会議後、園に空きが出た場合は、欠員補充を行うことがあります。

令和6年5月以降の入所

【受付日時】 以下締切日

午前8時30分～午後5時15分まで

入所希望月	締切日	入所希望月	締切日
5月1日 入所	4月15日(月)	11月1日 入所	10月15日(火)
6月1日 入所	5月15日(水)	12月1日 入所	11月15日(金)
7月1日 入所	6月17日(月)	1月1日 入所	12月16日(月)
8月1日 入所	7月16日(火)	2月1日 入所	1月15日(水)
9月1日 入所	8月15日(木)	3月1日 入所	2月17日(月)
10月1日 入所	9月17日(火)		

※ 一度お申込みいただくと、年度内(3月入所分まで)は自動的に毎月の利用調整会議で審査するので、毎月お申込みいただく必要はありません。

※ 令和7年度分の申請は、改めてお申し込みいただく必要があります。

5 市外の保育施設を利用したい場合

- ① 利用したい保育施設がある市区町村の保育担当部署に、申込みできる条件、申込締切日、必要書類など、詳細について必ず確認してください。市区町村によって異なります。
- ② 希望する市区町村の申込締切日の7開庁日(土・日・祝日を除く。)前までに、あきる野市保育課へお申込みください。あきる野市から希望する市区町村に郵送します。

6 転出予定で市外の保育施設を利用したい場合

- ① 転出先の保育担当部署に、申込締切日、必要書類、入所までの日程など、詳細について必ず確認してください。
- ② 転出先の申込締切日の7開庁日(土・日・祝日を除く。)前までに、あきる野市保育課へお申込みください。あきる野市から転出先に郵送します。
- ③ 転出手続の際は、入所の可否にかかわらず、あきる野市保育課で所定の手続を行ってください。
- ④ 転入手続の際は、入所の可否にかかわらず、転出先の保育担当部署で所定の手続を行ってください。

7 あきる野市に転入予定で、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

- ① 住民登録のある保育担当部署からお申込みください。
- ② お申込みの際、賃貸契約書、新居の売買契約書、工事の請負書の写しなど、あきる野市に転入後の住所及び転入時期の確認ができるものを添付してください。（書類の写しは、**氏名**、**住所**の他に**契約期間の始期**や**住居の引き渡し時期**が記載されているページが必要です。）
- ③ 祖父母の家等で同居の場合は、同居に関する申立書と転入に関する申立書を提出してください。
- ④ 転入手続の際、入所の可否にかかわらずあきる野市保育課で所定の手続を行ってください。

注意！！

入所月の1日に転入の確認ができなかった場合は、入所取消しになりますので、入所月の前月末までにあきる野市で転入手続を行ってください。

8 市外に住民登録があり、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

市外に住民登録がある方で、あきる野市内の保育施設にお申込みできる要件は、①～③のいずれかです。**住民登録のある担当部署へあきる野市の申込締切日をお伝えの上、余裕をもって**お申込みください。
なお、4歳児クラス又は5歳児クラスの場合は、①～③の要件は必要ありません。

- ① 保護者があきる野市内に在勤（週3日以上かつ1日4時間以上の勤務）又は在学しているとき。
- ② 保護者が合理的な経路により、あきる野市内を経由して通勤又は通学しているとき。
（合理的な経路とは、保育施設に寄らずに、自宅から職場又は学校まで通う経路です。）
- ③ あきる野市内に里帰り出産するとき。（出産予定月の前後2か月を含む合計5か月間の期間限定となりますが、詳細は住民登録のある保育担当部署で確認してください。）

注意！！

4月入所の申込みは、市民の方が優先になるため、市外在住の方は2次募集から対象になります。

9 医療的ケア等特別な配慮が必要なお子様が保育施設を利用したい場合

医療的ケアが必要なお子様や障がいがあるお子様など特別な配慮が必要なお子様の入所については、お早めに**保育課へご相談ください。**

※ 保育所等における医療的ケアとは、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為であり、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。

（例）喀痰吸引 経管栄養 導尿 血糖値測定 インスリン注射 酸素療法

10 食物アレルギーをお持ちのお子様が保育施設を利用したい場合

食物アレルギー対応は、保育施設での対応状況が異なりますので、必ず申請前に施設見学を行い、お子様のアレルギーの対応が可能かご確認ください。安全な保育を行うための対応が必要となります。

注意！！

事前に施設に相談がない場合は、入所をお断りする事があります。

申請する時に、あきる野市民じゃない人や、あきる野市外の保育園に通いたい人は手続きが複雑で難しいよ、、、必ず、お住まいの保育担当部署に相談してね！





4 入所の申込み（必要書類編）

1 申込書類

申請は次の①～③の書類をご用意いただき、あきる野市役所保育課か五日市出張所市民総合窓口係までご提出ください。（郵送での提出は受け付けていません。）

① 申込書 一式

■以下の書類を全てご提出ください。

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- (2) 保育料納付誓約書
- (3) 児童状況調査書
- (4) 食物アレルギー調査書

※ 上記の書類は、児童数分必要です。

兄弟で同時に申請される際は2部ご用意ください。（写し不可）

② 「保育を必要とする要件」を証明する書類

■保護者様の要件に該当する書類をご提出ください。
（お父様、お母様のそれぞれの書類が必要になります。）

※ ひとり親世帯の方は一人分の書類をご提出ください。

※ 離婚の協議済、調停中、裁判中の方は、一人分の書類で問題ありませんが
別途「離婚の調停調書」や「公正証書」等の離婚を証明できる書類をご提出ください。

※ 本書類は、児童数分必要ですが、兄弟で同時に申請される際は、写しの提出で構いません。
（必ず原本はご提出してください。）

③ 該当者が必要な書類

■「保育園申請必要書類確認シート」を確認いただき、該当する項目の全ての書類をご提出ください。

※ 書類が不足すると利用調整点が大幅に減少されることもあるので必ずご提出ください。

「勤務証明書」や「診断書」は勤務先やお医者さんに作成してもらわないといけないから、提出締切日に間に合うように依頼してね。
世帯状況ごとに必要な書類が違うから、次のページの「保育園申請必要書類 確認シート」で確認してみてね！



保育施設申請必要書類 確認シート



- 申請時に必要書類が不足している場合、ご申請いただけないことがあります。
- 申請時に必要書類をご用意できない方は、保育課保育係までご相談ください（042-558-1111）
- 申請時にあきる野市以外に住民登録されている方は、住民登録のある自治体に申請してください。
自治体によって、あきる野市の書式がご利用いただけないことがありますので、あらかじめ住民登録のある自治体にご確認ください。
(あきる野市の書式が利用できない場合、住民登録のある自治体の必要書類をご参照ください。)
- 保護者以外の方が代理で申請される場合、**委任状**をご用意ください。(委任状の様式は40ページ以降に添付しております。)

区分	要件等	提出書類	チェック	
①申込書一式（必須） <small>※全ての書類をご提出ください。</small>		教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	<input type="checkbox"/>	
		保育料納付誓約書	<input type="checkbox"/>	
		児童状況調査書	<input type="checkbox"/>	
		食物アレルギー調査書	<input type="checkbox"/>	
②保育を必要とする「要件」を証明する書類（必須） <small>※保護者それぞれの要件に該当する書類をご提出ください。</small>	就労(自営以外)	勤務証明書	<input type="checkbox"/>	
	就労(自営)	勤務証明書	<input type="checkbox"/>	
		添付書類(「個人事業の開業届の写し」等の開業中や事業の開始を証明できるもの)	<input type="checkbox"/>	
	求職	求職活動に関する申立書	<input type="checkbox"/>	
	妊娠・出産	母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日欄)	<input type="checkbox"/>	
	疾病・負傷	診断書(市様式)	<input type="checkbox"/>	
	介護	介護状況申告書	<input type="checkbox"/>	
		スケジュール表	<input type="checkbox"/>	
		要介護認定証のコピー(身体障害者手帳でも可)	<input type="checkbox"/>	
	看護	診断書(市様式)	<input type="checkbox"/>	
		スケジュール表	<input type="checkbox"/>	
	障害	愛の手帳のコピー	} いずれか	<input type="checkbox"/>
		身体障害者手帳のコピー		<input type="checkbox"/>
		精神障害者保健福祉手帳のコピー		<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書又は学生証のコピー	<input type="checkbox"/>		
	時間割表のコピー	<input type="checkbox"/>		
災害復旧	り災証明書	<input type="checkbox"/>		
その他(虐待・DV等)	保育課保育係までご相談ください。	-		
不存在	-	-		
③該当者が必要な書類 <small>※該当項目の全ての書類をご提出ください。</small>	65歳未満の同居の祖父母がいる	祖父母の要件を証明する書類(勤務証明書、診断書等)	<input type="checkbox"/>	
	20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母を除く)がいる	同居の親族の要件を証明する書類(勤務証明書、診断書等)	<input type="checkbox"/>	
	同居人がいる(事実婚を含む)	同居人の要件を証明する書類(勤務証明書、診断書等)	<input type="checkbox"/>	
	申請時点であきる野市外に住民票があり、転入予定である	転入を証明できる書類(賃貸契約書、売買契約書、同居に関する申立書等)	<input type="checkbox"/>	
	申請時点であきる野市外に住民票があり、非課税世帯である	非課税証明書のコピー	<input type="checkbox"/>	
	申請時点であきる野市外に住民票があり、生活保護受給世帯である	生活保護受給証明書のコピー	<input type="checkbox"/>	
	保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭として就労している場合	保育士資格証 又は 幼稚園教諭免許状のコピー	<input type="checkbox"/>	
	離婚調停中、離婚協議済、離婚協議中である	離婚の調停調書や公正証書等の離婚調停中又は離婚協議済であることを証明できる書類	<input type="checkbox"/>	
	保護者の双方が障害である ※双方の書類をご提出ください	愛の手帳のコピー	} いずれか	<input type="checkbox"/>
		身体障害者手帳のコピー		<input type="checkbox"/>
		精神障害者保健福祉手帳のコピー		<input type="checkbox"/>
	同一世帯に障害を持つ方がいる (入所を希望しているお子様を含む)	愛の手帳のコピー	} いずれか	<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳のコピー		<input type="checkbox"/>		
精神障害者保健福祉手帳のコピー		<input type="checkbox"/>		
4月1日の入所申請(11月頃)の際に、申込みをする児童が胎児である	母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日欄)	<input type="checkbox"/>		



5 利用調整

1 利用調整・決定

あきる野市で定める「利用調整基準表」に基づき、保護者(父母)それぞれの要件に該当する区分から基準点数を合算し、調整点数を加算して得た点数で入所の優先順位を決定します。その後、優先順位の高い世帯から順に、希望施設へ入園できるよう利用調整会議を行い、入園者を決定します。

$$\text{父の基準点数} + \text{母の基準点数} + \text{調整点数} = \text{利用調整点}$$

※ 入所の優先順位に申請の順番は関係ありません。

※ 保育施設の空き状況により入所が決まらないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

2 保育入所の優先的考慮

入所を希望するお子様以外で、障がいのあるお子様(0~5歳)を自宅保育する必要がある家庭、生活保護世帯など、保育を優先的に必要とするご家庭の場合は、「利用調整表」により加点した上で利用調整会議を行います。ただし、入所を保障するものではありません。

3 保育料未納者

新たに入所を希望する方で、過去に入所されていたお子様の保育料が未納だったり、現在入所中の兄、姉等の保育料が未納だった場合、あきる野市で定める「利用調整表」より減点するため入所が不利になります。

4 市外に住民登録があり、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

あきる野市外に住民登録がある方は、あきる野市民より優先順位が下がります。

※ 入所月1日以前にあきる野市に転入される方は、あきる野市民と同様の優先順位になります。

5 新規申込みと転所申込み

新規申込者と転所申込者の利用調整点数が同点の場合、希望順位にかかわらず、新規申込者が優先されます。

※ 新規申込者より転所申込者の利用調整点数が高い場合は、転所申込者が優先されます。

「保育施設申請必要書類 確認シート」の③該当者が必要な書類を提出しないと調整点が加点されないよ。

65歳未満の同居している家族の「要件を証明する書類」が提出されないと大幅に減点されちゃうから必ず提出してね！



利用調整基準表

基準点数表

		保護者（父母）の状況		基準 点数	
区分	内訳				
労働	自営・ 内職以外	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	90	
			1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	80	
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	70	
		月16日以上 20日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	85	
			1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	75	
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	65	
		月12日以上 16日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	80	
			1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	70	
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	60	
	自営	中心者	月20日 以上の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	90
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	80
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	70
			月16日 以上20日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	85
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	75
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	65
			月12日 以上16日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	80
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	70
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	60
		協力者	月20日 以上の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	70
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	67
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	64
			月16日 以上20日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	67
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	64
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	61
	月12日 以上16日 未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	64		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	61		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	58		
内職	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	65		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	62		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	59		
	月16日以上 20日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	62		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	59		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	56		
	月12日以上 16日未満の就労	1日7時間以上の就労を常態とする場合	59		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	56		
		1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合	53		
内定	就労予定日数及び時間を上記基準に当てはめ、基準点数をその-5点とする。ただし、最低基準点数は、51点とする。				
妊娠又は 出産	妊娠又は出産のため保育に当たれない場合（出産予定月の2月前の月の初日から出産した日を起算日として8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間）			90	
疾病又は 負傷	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）			90	
	居宅内 治療	常時病床に就いている場合		90	
		精神性	精神障害者保健福祉手帳3級以上	90	
			上記以外の程度	80	
		一般治療	安静を要する場合	80	
週3日程度の通院を要する場合	70				
障害	身体障害者手帳1・2級			90	
	精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳1・2度			90	
	身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度			80	
	上記以外の場合			70	

介護又は 看護	自宅介護	重度障害児等の全介護	90
		常時観察と介護（食事・排せつ・入浴の介護）に当たっている場合（全介護を除く。）	80
		上記以外の場合	70
	施設等 付添い	常時付添看（介）護に当たっている場合	90
		入院又は週3日以上通院等の付添い	80
		上記以外の場合	70
災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合		90
求職活動	求職活動をしている場合		50
在学	就学している場合		60
職業訓練	職業訓練を受けている場合		60
児童虐待	児童相談所等の機関から保育所等の利用が適当と認められ、児童虐待の防止等に関し、特別な支援を要する状態の場合		110
配偶者 暴力	配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合		110
ひとり親 家庭	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁による不存在の場合		110
その他	市長が特に必要と認める場合		110

利用調整表

内容	調整 点数
障害児保育の必要がある世帯	+20
生活保護世帯	+10
保護者の双方が障害の場合	+10
認証保育所、保育室等に預けている場合	+10
産休明け等で職場復帰しなければならない場合	+10
現に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合又は兄弟姉妹が同時に保育所等の利用を希望している場合	+5
保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として就労している場合	+5
市町村民税非課税世帯	+5
就労実績日数が基準に満たない場合（月12日以上16日未満の就労の基準点数からマイナスする。ただし、マイナスした後の最低基準点数は、50点とする。）	-10
健康で不就労の65歳未満の同居の親族等（祖父母を除く。）がいる場合	-10
健康で不就労の65歳未満の同居の祖父母がいる場合	-20
3か月分以上6か月分未満の利用者負担額の滞納がある場合	-20
6か月分以上12か月分未満の利用者負担額の滞納がある場合	-30
12か月分以上の利用者負担額の滞納がある場合	-50

備考

- 1 利用の調整の際には、保護者（父母）それぞれの基準点数を合算し、調整点数を加算して得た点数及び当該保護者が利用を希望する保育所等の希望順位（以下「点数等」という。）を考慮する。ただし、新たに保育所等の利用を希望している児童の保護者と転所を希望している児童の保護者が同じ点数である場合は、希望順位にかかわらず、新たに保育所等の利用を希望している児童の保護者を優先する。
- 2 点数等を考慮してもなお利用の調整の必要がある場合には、現に保育所等を利用している兄弟姉妹と同一の保育所等の利用を希望している、又は兄弟姉妹が同時に同一の保育所等の利用を希望している児童の保護者を優先する（当該保育所等と同じ保育所等の利用を希望している児童の保護者と利用の調整をする場合に限る。）。
- 3 調整点数は、公簿等又は申込者から提出される書類で事実が確認できる場合に適用する。



6 入所決定後

1 転所と転所取下げ

【転所】……………入所決定後、市内の保育施設に転所したい場合は、入所月を含め6か月在籍後、7か月目から転所申込書の提出が可能です。毎月の新規申込者と同様に利用調整を行い、転所が決定するまで在園の保育施設を利用できます。

【転所取下げ】……………**転所決定後の取下げはできません。**転所の必要がなくなった場合は、事前に取下げ手続を行う必要があります。

2 上のお子様が入所中に妊娠・出産で仕事を辞める場合

上のお子様が入所中に妊娠・出産で仕事を辞める場合は、母子健康手帳(表紙と分娩予定日記載のページ)の写しを提出いただくことで、出産月を含む前後2か月、合計5か月は妊娠・出産要件で継続できます。

3 育児休業

【育児休業を取得した方】……………育児休業期間を記載した勤務証明書を提出してください。**上のお子様**が「育休」要件で入所継続できる期間は、**生まれたお子様が1歳になる年の年度末までです。**それ以降、職場復帰されない場合は、退所になります。

【父の育児休業について】……………育児休業期間を記載した勤務証明書を提出してください。父母が同時に育児休業を取得できる期間は、育児休業該当児が1歳になる年の年度末までとなります。

【育児休業復帰について】……………入所月の翌月14日までに(育休は前日まで取得可)職場復帰されない場合は退所になります。入所月の翌月末日までに「育児休業終了(予定)証明書」を提出してください。
例) 4月入所 → 5月13日までに育休終了

4 求職活動

お子様が在園中に仕事を辞める等で求職活動に変更した場合は、年度内3か月まで求職活動要件で継続が可能です。その後、「勤務証明書」等をご提出ください。提出がない場合は、退所となります。

5 長期欠席

在園児が長期欠席(在園児を連れての里帰り出産・在園児の入院等)する場合、保育料をお支払いいただき、最長2か月間在籍することができます。原則3か月以上欠席する場合には、退所となりますが、やむを得ない状況が生じた場合は、保育課までご相談ください。入所待ちのお子様がいることを、ご理解いただきますようお願いいたします。

例)

~4/14登園 4/15~欠席	→	5/1~6/30 2か月間欠席	→	7/1までに登園できない場合は、 退所となります。
--------------------	---	--------------------	---	------------------------------

6 退所

入所中の保育施設に退所日を伝えていただき、保育課へ「退所届」を提出してください。月の途中であっても月の末日をもって退所となるため、保育料は月額料金でお支払いいただきます。

※ 「退所届」の用紙は、あきる野市役所保育課の窓口でお渡ししています。

7 転出後も同じ保育施設を利用できる要件

転出後、在園していた保育施設を継続できる要件は、次のとおりです。転出先の保育担当部署で手続を行ってください。(4・5歳児クラスは要件が必要ありません。)

- ・ 保護者があきる野市内に在勤(週3日以上かつ1日4時間以上の勤務)又は在学しているとき。
- ・ 保護者が合理的な経路により、あきる野市内を経由して通勤又は通学しているとき。(合理的な経路とは、保育施設に寄らずに、自宅から職場又は学校まで通う経路です。)
- ・ 転出先の保育施設に入所申込みをしたが、空きがなく入所できない場合。ただし、入所できる期間は、入所申込みをした年度末までとなります。

8 現況届(継続手続)

次年度も継続利用を希望する場合は、現況届と要件を確認する書類の提出が必要です。

11月頃に入所中の保育施設を通して、保護者に配布します。市外の保育施設に通っている方は、自宅に郵送いたします。ただし、保育料の滞納がある場合は、精算後に現況届をお渡しします。

9 小規模保育施設の連携施設

小規模保育施設は、0～2歳児クラスまでの保育施設です。小規模保育施設を卒園後も、引き続き保育が必要な場合は、連携施設又はそれ以外の保育施設への入所申込をしてください。

- ・ 連携施設を希望する場合⇒通っている小規模保育施設に申込書を提出してください。
保育施設で、連携施設のいずれかに入所できるよう利用調整します。
第一希望の施設に入所できるとは限りません。
- ・ 連携施設を希望しない場合⇒あきる野市保育課に申込書を締切日までに提出してください。
全ての保育施設が対象です。優先的な扱いはなく、新規の入所申込者と同様に保育課で利用調整します。

※ 併用して申込むことができないため、どちらかを提出してください。

小規模保育施設	連携施設
秋川文化保育園	・秋川文化幼稚園
たまがわベビーハウス	・多摩川幼稚園
よつぎっ子えん西	・よつぎ第一保育園 ・よつぎ第二保育園 ・東秋留保育園
よつぎっ子えん東	・よつぎ第一保育園 ・よつぎ第二保育園 ・東秋留保育園
家庭保育室ひまわり	・草花保育園 ・秋川あすなろ保育園 ・神明保育園

10 変更届

保育時間の変更(標準時間・短時間)、要件変更(求職活動・労働・育休など)、申請内容が変わった場合は、「教育・保育給付認定申請事項変更届」と変更内容が記載された添付書類の提出が必要です。内容によって支給認定や保育料が変更になる場合があります。

【提出書類】・・・変更届と変更内容が記載された添付書類

【提出期限】・・・毎月20日(休日に当たる場合は翌日以降の平日)

【変更日】・・・提出月の翌月1日～(月途中での変更はできません。)



7 利用者負担額(保育料)

1 保育料

0～2歳児クラス

- ・ 保育料は保護者の市民税所得割課税額を基に決定します。(保育時間により異なります。)

令和6年度 保育料区分	算定根拠(市民税所得割課税額)	決定額送付時期
前期分(4～8月分)	令和5年度(令和4年分)	4月中旬
後期分(9～3月分)	令和6年度(令和5年分)	9月中旬

- ★ 前期から後期にかけて、算定根拠(市民税所得割課税額)の対象年度が切り替わるため、保育料が大きく変動する場合があります。

- ・ 令和5年10月から東京都の多子世帯負担軽減事業により、保護者と生計を一にするお子様のうち最年長者から数えて2人目以降の保育料が無償化されました。
- ・ 年度途中で税の修正申告等により、市民税所得割課税額が変更されたときは、保育料が変更される場合があるため、必ず保育課にお知らせください。同年度内の保育料に限り、再算出いたします。詳しくは、保育課までご相談ください。
- ・ ひとり親世帯の方で、婚姻していなくても同居人がいる場合(事実婚等)は生計を一とみなし、ひとり親世帯として扱いませんので、市民税所得割課税額を合算で算定します。
- ・ 保護者双方の市民税が非課税の場合、同居又は同一敷地内で暮らしている祖父、祖母及び20歳以上の兄弟の市民税所得割課税額に基づき保育料を算定します。
(同居であるかなどの判断について、自宅調査や書類の提出が必要になります。)

3～5歳児クラス

- ・ 保育料はかかりません。(令和元年10月から無償化されました。)
- ・ その他の費用(給食費や延長保育料等)については、各施設により異なります。なお、給食費については、あきる野市民に対する補助制度があります。(P26参照)

2 納付方法

毎月1日現在で在籍していることを基準に、月額料金でお支払いいただきます。入所利用月は、その月末日が納付期限となります。登園日数での日割り計算はできません。

認可保育所	口座引落※1	りそな銀行・西武信用金庫・青梅信用金庫・多摩信用金庫・秋川農業協同組合・大東京信用組合・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・きらぼし銀行・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行※2・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合
	納付書払い	決定後、入所月の中旬頃郵送します。 金融機関又はコンビニエンスストアでお支払いください。
	PayB※3 LINE Pay PayPay auPay 楽天ペイ ゆうちょPay d 払い J-Coin FamiPay 楽天銀行コンビニ支払サービス※4	納付書(納付書兼領収済通知書)のバーコードをスマートフォン等のカメラ機能で読み取り、即時に支払いができる多機能決済アプリです。なお、事前登録が必要です。
小規模保育施設 認定こども園	各施設によって異なります。	

※1 口座振替依頼書は、保育課窓口と市内金融機関に設置してあります。各窓口で申請してください。開始時期については、申込期限により引落日が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

※2 ゆうちょ銀行の口座引落は、市役所では、お申し込みいただけません。

※3 PayBは、銀行口座の登録が必要です。利用できる金融機関は、りそな銀行・埼玉りそな銀行・みずほ銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・ジャパネット銀行・じぶん銀行・一部の地方銀行等、順次拡大予定です。

※4 楽天銀行コンビニ支払サービスは、楽天銀行の口座登録が必要です。

3 保育料を滞納した場合

保育料は、保育施設の認可施設運営にとって、重要な財源です。

保育料を滞納した場合、状況によって地方税法の滞納処分の例により、財産調査及び給与、財産差し押さえの処分や、保育所等を退園していただく場合があります。

4 保育料の算定方法(参考)

次の方法で「市民税所得割額」を算出し、利用者負担額表にあてはめることで算定できます。

※ 保護者ごとの市民税所得割額を算出し合算してください。

(1) 会社員等の方(給与から住民税を引かれている方)

- ① 5～6月頃会社から渡される「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」をご覧ください。
- ② **市民税所得割額 = 「 A 税額控除前所得割額 - B 調整控除額 + C 税額控除額(市民税欄) 」**
 ※ C 税額控除額(市民税欄)が空白の場合は0円で計算してください。
- ③ 給与以外に不動産所得等があり、給与から住民税が引かれている以外に別途納付書などで住民税を納付している方は、「(2) 自営業等の方」の市民税所得割額を合算してください。

年度 給与所得等に係る市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		納付額	
給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 土地株式等の配当等 先物取引	市民税 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	除・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	標準 扶養親族該当区分 本人該当区分 同居親族 その他 配偶者 扶養 基礎	都民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額(⑪-⑩) 変更前税額⑫ 増減額(⑫-⑩) 変更月
(摘要) 〇〇〇税額控除 C 市民税 〇〇〇円 都民税 〇〇〇円			6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分

(2) 自営業等の方(口座振替や納付書で住民税を納付している方)

- ① 毎年、6月頃に市が送付する「令和 年度 市民税・都民税 納税通知書」の各欄をご覧ください。
- ② **市民税所得割額 = 「 A総所得 + B分離 - C調整控除額 」**
 ※ 分離所得がない場合は「 A - C 」

令和 年度
市民税・都民税 納税通知書

東京都あきる野市長 公印

次のおり、税額を決定しましたので、お知らせします。
納付書がある方は、納期限までに納めてください。

通知書番号 ()

◎市民税(市民税・都民税)は、1月1日現在に住所を有する市区町村で課税されます。そのため、1月2日以降に転出等した場合でもあきる野市で今年度の市民税・都民税が課税されます。

《税額》	算出所得割額	調整控除額	住宅借入金等特別税額控除額	配当・寄附金税額	配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	所得割額	均等割額
市民税	A	B	C	円	円	円	円
都民税	円	円	円	円	円	円	円

あきる野市利用者負担額表（3歳未満児）

令和5年10月1日改正

（単位：円）

【表1】

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）※	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が非課税の世帯	0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が均等割額のみ課税の世帯	3,900	3,700
第4階層	第1階層及び第3階層を除き、当該年度分の区市町村民税の所得割額が右記の区分に該当する世帯	5,000円未満	4,600
第5階層		5,000円以上 24,300円未満	5,200
第6階層		24,300円以上 32,600円未満	6,100
第7階層		32,600円以上 40,900円未満	7,200
第8階層		40,900円以上 48,600円未満	8,200
第9階層		48,600円以上 57,200円未満	9,700
第10階層		57,200円以上 64,700円未満	11,600
第11階層		64,700円以上 71,300円未満	12,600
第12階層		71,300円以上 77,800円未満	14,100
第13階層		77,800円以上 84,300円未満	16,200
第14階層		84,300円以上 91,300円未満	19,700
第15階層		91,300円以上 103,000円未満	22,800
第16階層		103,000円以上 115,700円未満	25,900
第17階層		115,700円以上 134,300円未満	27,900
第18階層		134,300円以上 153,300円未満	29,600
第19階層		153,300円以上 173,300円未満	31,400
第20階層		173,300円以上 213,600円未満	34,200
第21階層	213,600円以上 253,900円未満	35,900	
第22階層	253,900円以上 314,800円未満	37,400	
第23階層	314,800円以上 385,600円未満	40,300	
第24階層	385,600円以上	43,300	

※利用者負担額は、4月1日時点のお子様の年齢(クラス年齢)により決定します。

※第2子以降は、保育料が無償になります。

あきる野市利用者負担額表（3歳未満児）

【備考】

表1のうち、第3階層から第11階層までの階層又は第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合における、利用者負担額は、表2のとおりとする。この場合において、同一生計者のうち第2子以降の利用者負担額は0円とする。

- (1) 「母子家庭等の世帯」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号)の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法の規定に基づく要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

【表2】

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）※	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	1,800	1,710
第4階層	2,120	2,010
第5階層	2,400	2,280
第6階層	2,820	2,680
第7階層	3,320	3,150
第8階層	3,780	3,590
第9階層	3,780	3,590
第10階層	3,780	3,590
第11階層	3,780	3,590
第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の 所得割額が77,101円未満の世帯	3,780	3,590

母子家庭や在宅障害児のいる世帯
で、市民税所得割額が77,101円未満
の世帯は、この表で保育料の算定を
行うよ！



※利用者負担額は、4月1日時点のお子様の年齢（クラス年齢）により決定します。

※第2子以降は、保育料が無償になります

保 育 所 一 覧

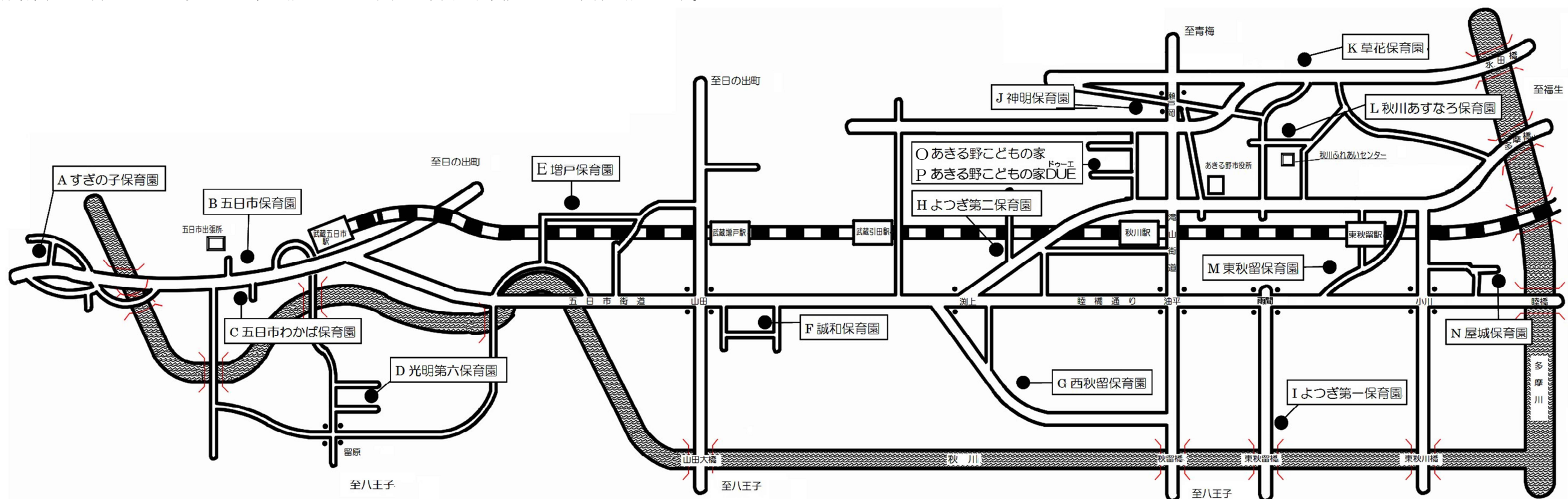
位置	保育所名	所在地	電話番号	定員	通常開所時間（標準時間）		受入年齢
					延長保育時間		
市立	N 屋城保育園	二宮東1-12-9	558-1106	90	月曜～土曜 7:30～18:30	4月1日の年齢が 満1歳～	
			延長 18:30～19:00				
	J 神明保育園	瀬戸岡446	558-1107	70	月曜～土曜 7:30～18:30		
				延長 18:30～19:00		※4月1日の年齢 が満2歳～	
A すぎの子保育園	戸倉783	595-0450	40	月曜～土曜 7:30～18:30			
				延長 18:30～19:00			
私立	M 東秋留保育園	野辺1104	558-1104	150	月曜～土曜 7:00～18:00	生後57日目～ (産休明け)	
			延長 18:00～19:00				
	G 西秋留保育園	上代継300	558-1105	100	月曜～土曜 7:00～18:00		
			延長 18:00～19:00				
	K 草花保育園	草花3056	558-7811	150	月曜～土曜 7:00～18:00		
			延長 18:00～19:00				
I よつぎ第一保育園	雨間1067-6	558-7221	154	月曜～土曜 7:00～18:00			
		延長 18:00～19:00					
H よつぎ第二保育園	上代継218-1	559-0515	160	月曜～土曜 7:00～18:00			
		延長 18:00～19:00					
L 秋川あすなろ保育園	原小宮二丁目6-6	558-8299	150	月曜～土曜 7:00～18:00			
		延長 18:00～19:00					

位置	保育所名	所在地	電話番号	定員	通常開所時間（標準時間）		受入年齢
					延長保育時間		
私立	F 誠和保育園	山田880	596-3301	130	月曜～土曜 7:00～18:00	生後57日目～ (産休明け)	
			延長 18:00～19:00				
	E 増戸保育園	横沢134	596-4627	210	月曜～土曜 7:15～18:15		
			延長 18:15～19:15				
	B 五日市保育園	五日市345	596-0339	107	月曜～土曜 7:15～18:15		
			延長1歳から18:15～19:15				
C 五日市わかば保育園	五日市98	596-3472	110	月曜～土曜 7:00～18:00			
		延長 18:00～19:00					
D 光明第六保育園	留原50	596-1303	58	月曜～土曜 7:30～18:30			
		延長 18:30～19:00					
O あきる野こどもの家	秋川3-7-9	550-6245	100	月曜～土曜 7:00～18:00			
				延長 18:00～19:00			
P あきる野こどもの家DUE (あきる野こどもの家分園)	秋川3-7-17			月曜～土曜 7:00～18:00			
		延長 18:00～19:00					

★標準時間は、各保育施設の通常開所時間です。

★短時間は、全園8:30～16:30です。

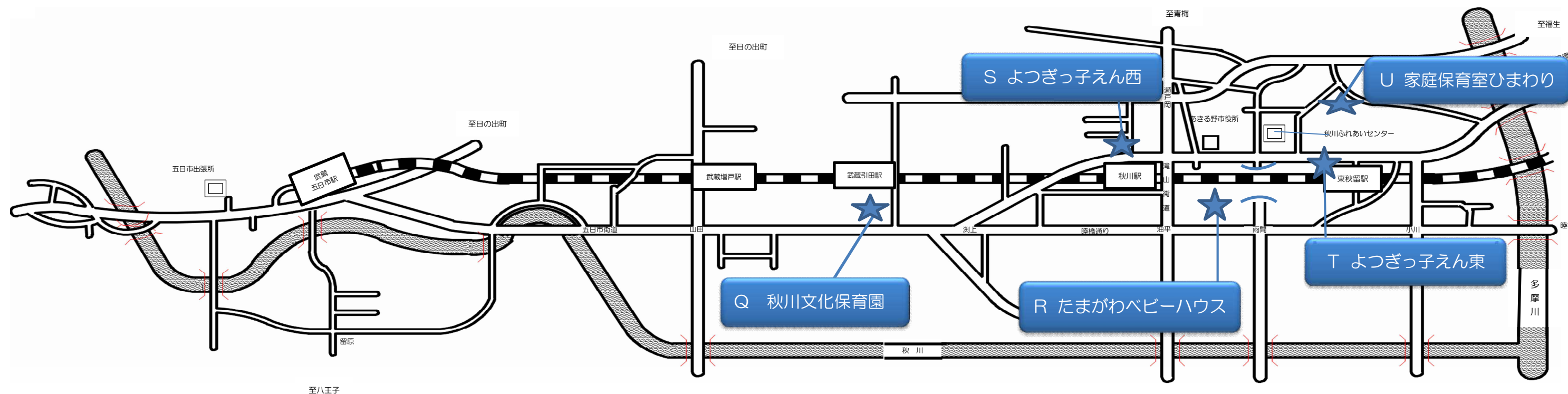
※すぎの子保育園の2歳児クラスの受入れは、当該クラスに令和6年度進級園児がいた場合に限りです。



小規模保育施設一覧

【0～2歳児クラス施設】

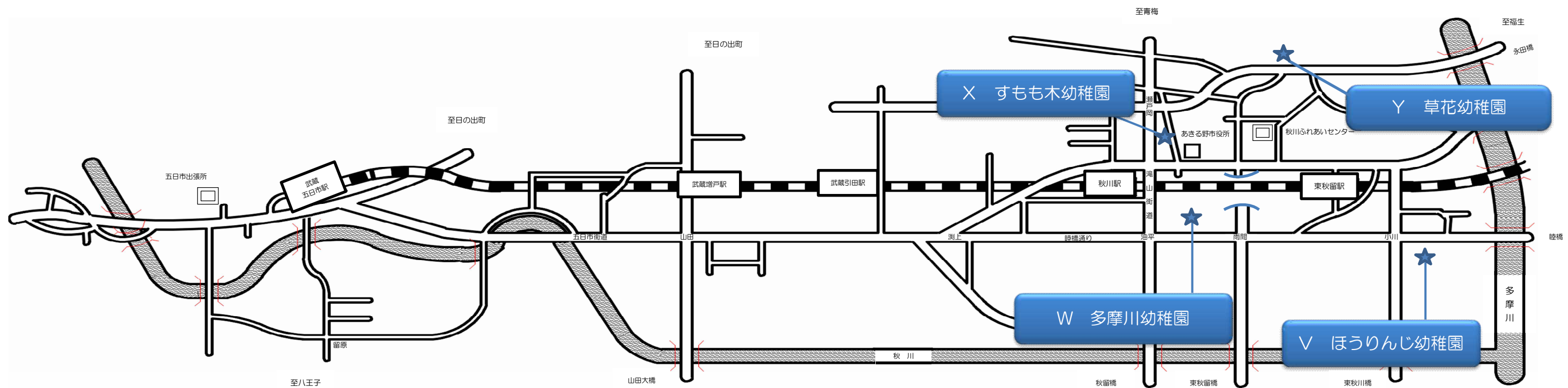
	位置	施設名	所在地	電話	開所曜日	通常開所時間	定員	受入年齢
					短時間			
					延長保育時間			
小規模 保育 施設	Q	秋川文化保育園	あきる野市引田399-5 (秋川文化幼稚園内)	070-2804-9335	月～金	8:30～16:30	12人	4月1日の年齢が満1歳～ 2歳児クラスまで
	短時間		8:30～16:30					
	延長		なし					
	R	たまがわベビーハウス	あきる野市雨間429-8	042-558-0218 (多摩川幼稚園代表番号)	月～金	8:30～16:30	12人	4月1日の年齢が満1歳～ 2歳児クラスまで
	短時間		8:30～16:30					
延長		なし						
S	よつぎっ子えん西	あきる野市秋川2-7-4 丸昌ビル1階	042-595-5704	月～土	7:00～18:00	12人	生後57日目～2歳児クラスまで	
短時間		8:30～16:30						
延長		18:00～19:00						
T	よつぎっ子えん東	あきる野市野辺462-17	042-532-5442	月～土	7:00～18:00	18人	生後57日目～2歳児クラスまで	
短時間		8:30～16:30						
延長		18:00～19:00						
U	家庭保育室ひまわり	あきる野市草花686-5	042-518-7322	月～土	7:30～18:30	10人	生後57日目～2歳児クラスまで	
短時間		8:30～16:30						
延長		なし						



認定こども園（保育）施設一覧

	位置	施設名	所在地	電話	開所曜日	通常開所時間	定員	受入年齢
					短時間			
					延長保育時間			
					月～金	7:30～18:30		
認定こども園	V	ほうりんじ幼稚園	あきる野市小川東2-12-24	042-558-9067	短時間	9:00～17:00	20名	4月1日の年齢が満3歳～
					延長	なし		
					月～土	7:00～18:00		
					短時間	8:30～16:30		
W	多摩川幼稚園	あきる野市雨間430	042-558-0218	042-558-0218	延長	18:00～19:00	93名	生後57日目(産休明け)～
					月～金	7:30～18:30		
					短時間	8:30～16:30		
					延長	なし		
X	すもも木幼稚園	あきる野市秋川6-17-10	042-558-8593	042-558-8593	月～金	7:40～18:40	20名	4月1日の年齢が満3歳～
					短時間	8:30～16:30		
					延長	なし		
					月～金	7:30～18:30		
Y	草花幼稚園	あきる野市草花3060	042-558-3018	042-558-3018	短時間	8:30～16:30	10名	4月1日の年齢が満3歳～
					延長	なし		
					月～金	7:30～18:30		
					短時間	8:30～16:30		

※ 上記は2・3号認定で通園される方の情報です。





3. 認定こども園(教育) 4. 幼稚園

の入所を希望する場合

～ 対 象 施 設 ～

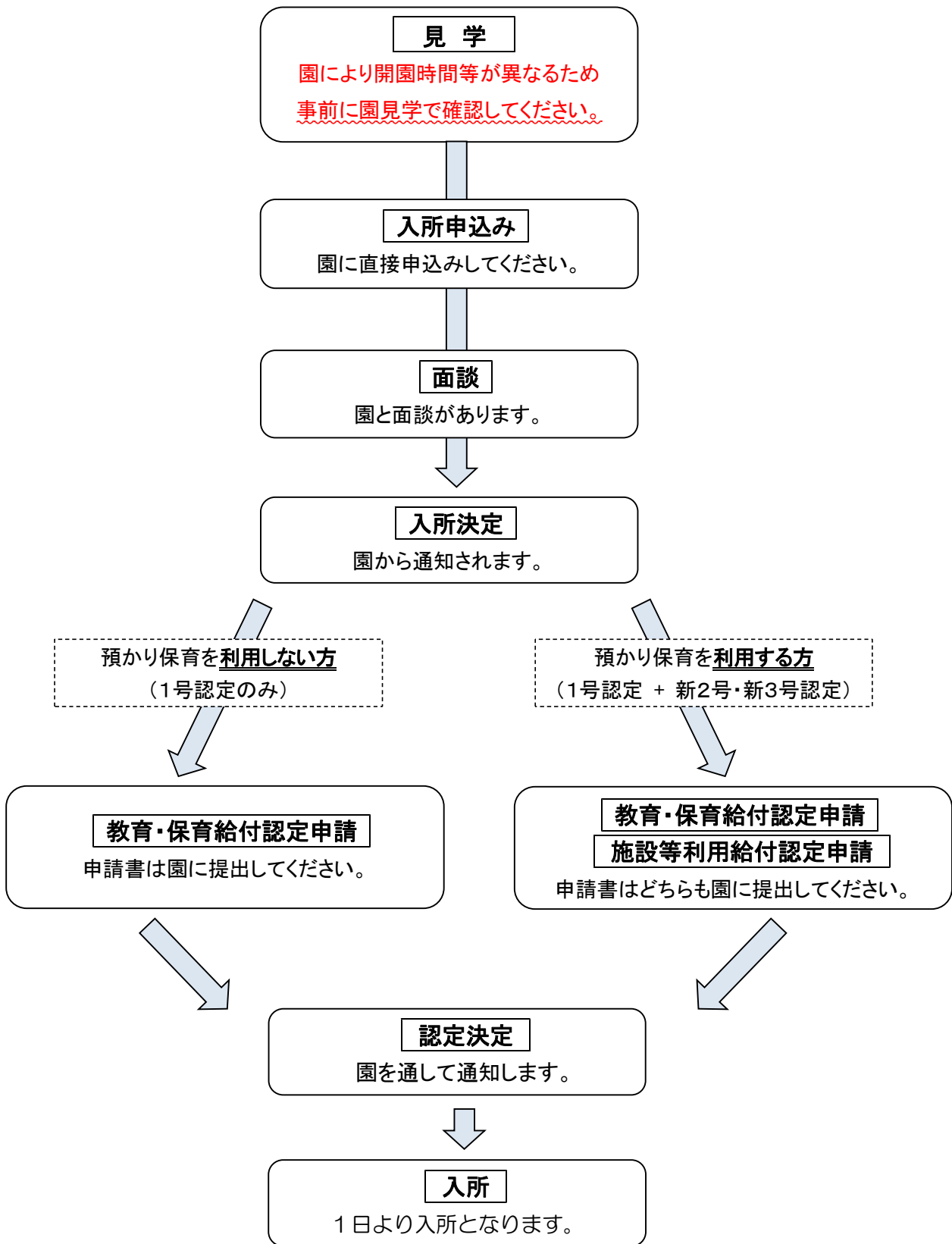
3. 認定こども園 (4施設)

ほうりんじ幼稚園
多摩川幼稚園
くさばな幼稚園
すもも木幼稚園

4. 幼稚園 (2施設)

秋川幼稚園 (新制度幼稚園)
秋川文化幼稚園 (未移行幼稚園)

1 保育施設の見学から入所までの流れ



幼稚園や認定こども園（教育）に入所するには、保護者と施設で直接、入所手続きを
してもらおうよ。手続きの詳細や提出期限などは、施設によって違うことがあるから直接聞
いてみてね！





2 認定

1 認定区分について（1号・新1号認定）

「認定こども園(教育)」「新制度幼稚園」を利用するお子様については、**教育・保育給付認定**を受けていただく必要があります。「未移行幼稚園」を利用するお子様については**施設等利用給付認定**を受けていただく必要があります。これらの認定は「保育を必要とする要件」は必要ありません。

認定区分	教育 保育	対象年齢 令和6年4月1日現在の 年齢	利用できる時間	利用できる 保育施設等	申請窓口
1号認定	教育	満3－5歳	施設により異なる	認定こども園 新制度幼稚園	施設へ直接 お申込み
新1号認定	教育	満3－5歳	施設により異なる	未移行幼稚園	施設へ直接 お申込み

2 新2号・新3号認定

「認定こども園(教育)」「新制度幼稚園」「未移行幼稚園」を利用するお子様のうち、**預かり保育料の無償化を利用される方**は、新2号認定又は新3号認定を受けることができます。これには「保育を必要とする要件」を証明し、**施設等利用給付認定**を受けていただく必要があります。

認定区分	対象年齢 令和6年4月1日現在の年齢	利用できる時間	利用できる 保育施設等	申請窓口
新2号認定	3－5歳	施設により異なる	認定こども園 新制度幼稚園 未移行幼稚園	施設へ直接 お申込み
新3号認定	満3歳 ※市民税非課税世帯のみ 対象	施設により異なる	認定こども園 新制度幼稚園 未移行幼稚園	施設へ直接 お申込み

教育・保育給付認定を取得することで、満3歳児以上のお子様の**保育料が無償化されるよ。**

給食費はかかるけど、施設によって金額が違うから、確認してみてね！
幼稚園に通う人で、認定こども園(教育)、新制度幼稚園に通う人は「**1号認定**」、未移行幼稚園(秋川文化幼稚園)に通う人は「**新1号認定**」を取得してもらうよ。

共働きなどの理由で、長時間預けたい人が「**新2号認定**」を取得するよ。





3 預かり保育

1号認定又は新1号認定で定められている利用時間外でお子様を預けたい場合は、預かり保育を利用することができます。

このうち、「保育を必要とする要件」を証明された方は、**新2号・新3号認定**を受けることで、預かり保育の利用料の給付を受けることができます。支給限度額は**1日450円×利用日数**です。

なお、預かり保育が利用できる時間は各園で定められており、利用方法や料金等は各保育施設へ直接お問い合わせください。



4 給食費の免除及び軽減

給食費(副食費)の免除は、市民税所得割額77,101円未満世帯又は小学校3年生までの最年長のお子様から数えて3人目のお子様を対象となります。

また、保育所等に通う最年長のお子様の給食費を1,500円軽減、2人目のお子様の給食費を4,500円軽減します。対象の方には、翌年1月下旬頃に別途申請手続きをしていただきます。

なお、給食費の金額は、保育施設によって異なるため、直接お問い合わせください。



5 入所の申込み(手続編)

1 対象者

あきる野市に住民登録がある方又はあきる野市に転入予定の方は、お申込みすることができます。

※ 入所は毎月1日です。月途中からの入所はできません。

2 提出書類

- ・ 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- ・ 施設等利用給付認定(変更)申請書 ※ 新2号・新3号認定を受ける方のみ

3 申込書の配付場所

お申込みされる施設で配付しております。

※ あきる野市役所でも配付しております。

4 申込書の提出場所

お申込みされる施設へ直接提出してください。

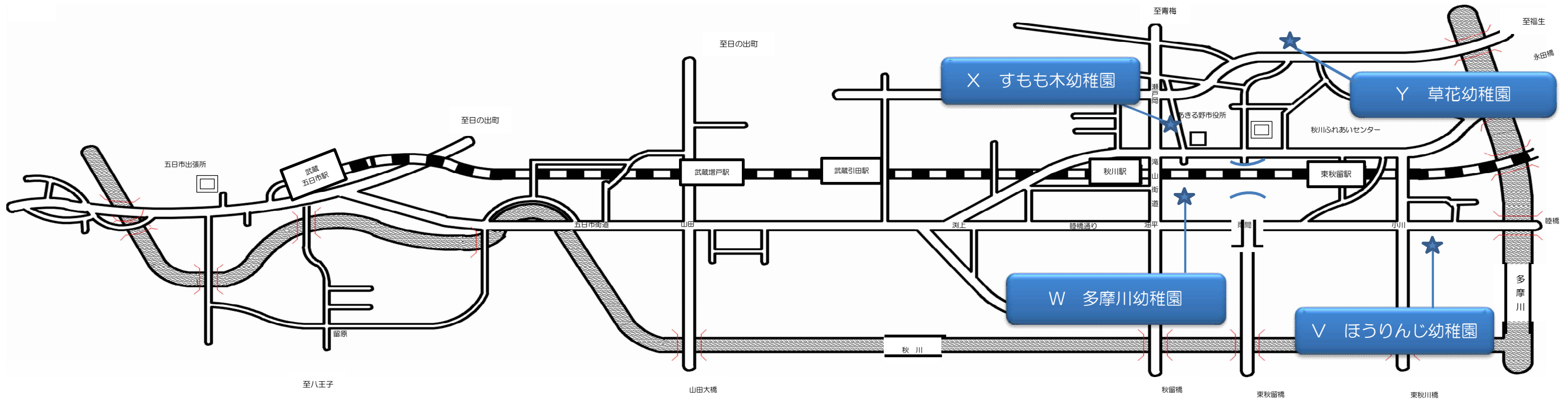
5 申込書の提出期限

お申込みされる施設へ直接確認してください。

認定こども園（教育）施設一覧

	位置	施設名	所在地	電話	開所曜日	通常開所時間	受入年齢
					延長保育時間		
認定こども園	V	ほうりんじ幼稚園	あきる野市小川東2-12-24	042-558-9067	月 火 木 金	9:00~14:00	年齢が満3歳~
					水	9:00~11:30	
					延長	7:30~9:00 保育終了~18:30	
					月 火 木 金	9:00~14:00	
W	多摩川幼稚園	あきる野市雨間430	042-558-0218	042-558-0218	月 火 木 金	9:00~14:00	年齢が満3歳~
					水	9:00~13:00	
					延長	7:30~9:00 保育終了~18:30	
					月 ~ 金	9:00~14:00	
X	すもも木幼稚園	あきる野市秋川6-17-10	042-558-8593	042-558-8593	第2.4.5水	9:00~11:30	年齢が満3歳~
					延長	7:30~8:30 保育終了~18:30	
					月 火 木 金	9:00~14:00	
					水	9:00~11:30	
Y	草花幼稚園	あきる野市草花3060	042-558-3018	042-558-3018	月 火 木 金	9:00~14:00	年齢が満3歳~
					水	9:00~11:30	
					延長	7:40~8:40 保育終了~18:00	

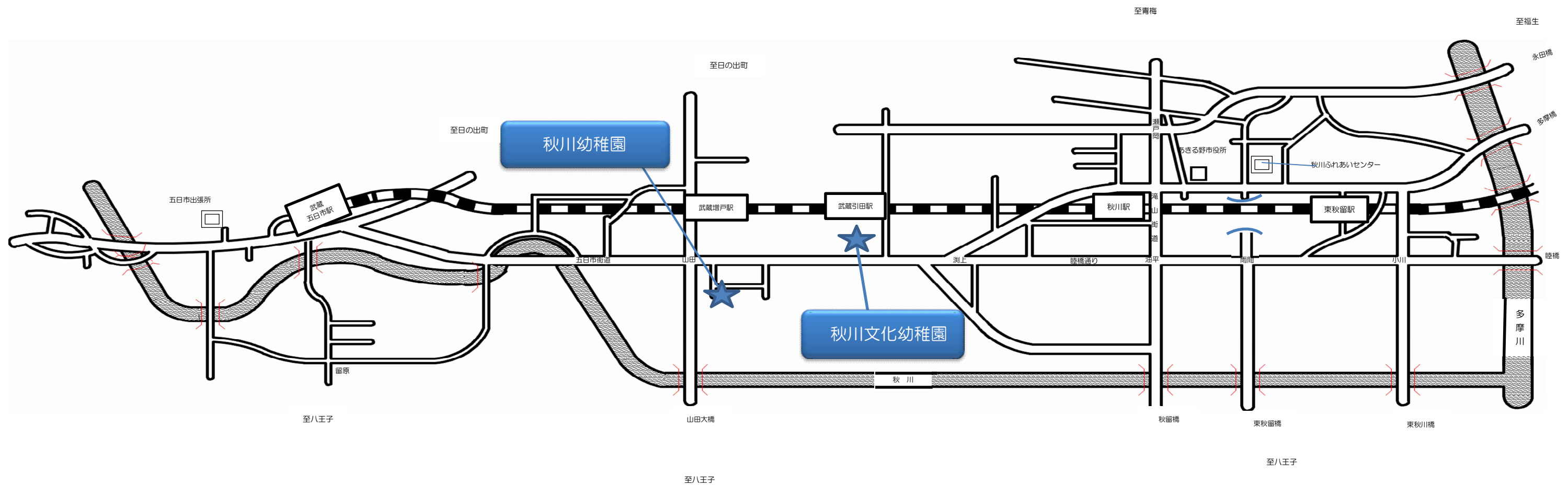
※ 上記は1号認定で通園される方の情報です。
 ※ 長期休暇中の預かり保育については直接施設に確認ください。



幼稚園一覧

	施設名	所在地	電話	開所曜日	通常開所時間	定員	受入年齢
				預かり保育や延長保育等			
未移行	秋川文化幼稚園	あきる野市引田388	042-558-5773	月火木金	8:45~14:00	260人	年少(3歳児)クラス~ ※満3歳児クラスもありますが 詳細は園へお問合せ ください。
				水	8:45~12:00		
				早朝	8:00~保育開始まで		
				長期休暇中	8:30~17:00		
				延長	保育終了~18:00		
新制度	秋川幼稚園	あきる野市山田951	042-596-0630	月~金	9:30~14:00	45人	
				早朝	7:30~8:45		
				延長	14:00~17:30		
				特別延長	17:30~		

※保育時間や延長保育の時間、料金等の詳細は、園へ直接お問い合わせください。





その他利用できるサービス

～ 対 象 サ ー ビ ス ～

1. 認可外保育施設
2. 休日保育
3. 乳幼児ショートステイ
4. ファミリー・サポート・センター
5. 病児・病後児保育室



1 認可外保育施設

市内には、保育所、小規模保育施設及び認定こども園以外に、認可外保育施設があります。各施設によって特徴があり、手続の流れも異なりますので、入園等に関する事は、直接施設にお問い合わせください。

【 認証保育所 】

多様なニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。

施設名	開所時間	対象クラス	住所
ウッディキッズ	7:00～21:00	0～5歳児	秋川 6-18-8
みどりの園	7:00～20:00	0～5歳児	秋留 2-8-15

【 企業主導型保育施設 】

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設です。地域枠を設置しており、地域の児童も入所することができます。

施設名	開所時間	対象クラス	住所
キッズガーデンあきるの	7:30～18:30 (延長保育) 18:30～19:30	0～5歳児	牛沼 171-1
あきる台病院保育所パレット	8:15～18:00	0～2歳児	秋川 6-5-15 シャンボールパレス 101号

【 幼稚園 】

幼児期の子どもに対して集団生活の中で教育を行う幼稚園類似の幼児施設です。

施設名	開所時間	対象クラス	住所
ころりん村幼稚園	(月.火.木.金) 8:30～14:30 (水) 8:30～11:30	0～5歳児	菅生 1250

2 休日保育

市内に住所があり、市内の認可保育所又は小規模保育事業施設(よつぎっ子えん西、よつぎっ子えん東、家庭保育室ひまわりに限る)に在園しているお子様で、保護者の就労等により日曜・祝日における家庭での保育ができない場合、預けることができます。利用希望日の属する月の前月15日までに申請してください。

【申請窓口】…保育課 (042-558-1111 内線:2651)

【実施施設】…西秋留保育園

【その他】…給食がないため、お弁当、ミルクなどをご用意ください。

3 乳幼児ショートステイ

市内に住所がある就学前までのお子様を対象です。(保育施設、認証保育所、幼稚園への入所の有無は問いません。)保護者の出張、疾病、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等の理由により、家庭での養育が一時的に困難な場合、休日・宿泊を含め7日以内で預けることができます。事前にご相談ください。

【申請窓口】…子ども家庭支援センター 子育て支援事業係 (042-518-7078)

【実施施設】…社会福祉法人 東京恵明学園 (青梅市友田町)

【費用】…児童一人当たり

11時間未満	3,000円
11時間以上	4,000円

4 ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児を援助してほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての相互援助活動をする会員組織です。

援助の対象は、市内にお住まいの生後57日から小学校6年生までのお子様で、保護者の会員登録が必要です。有償ボランティア活動となりますので、依頼会員は提供会員に謝礼金をお支払いいただきます。

【登録窓口】…あきる野市ファミリー・サポート・センター (042-550-3855)

【援助内容】…保護者の就労等の際に、保育施設の登園前後の預かりや送迎を支援します。

【謝礼金】…1時間当たり700円～900円です。

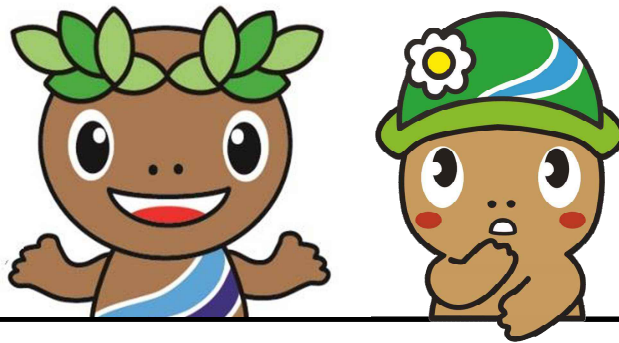
5 病児・病後児保育室

病気中や病気の回復期にあつて、保護者が仕事等により家庭で保育を行うことが困難な生後6か月から小学校3年生までのお子様をお預かりします。公立阿伎留医療センターの看護師及び保育士が常駐し、医師が巡回します。事前に登録が必要で、予約制です。

【申請窓口】…秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」(042-518-7078)

【実施施設】…秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」(公立阿伎留医療センター敷地内北側)

【費用】…1日2,000円



よくある質問（Q & A）

1. 教育・保育給付認定証（教育・保育給付認定通知書）とはなんですか。
2. 施設等利用給付認定とはなんですか。
3. 祖父や母おじ、おばと同居しています。保育を必要とする要件が必要ですか。
4. 配偶者と別居している場合の取扱いについてはどのようになりますか。
5. 希望施設はいくつ書かなければいけないですか。
6. 希望施設の順位によって点数は変わりますか。
7. 空きがない施設に申し込むことは可能ですか。
8. 兄弟姉妹が同時に申込みする場合、書類は児童数分必要ですか。
9. 生後何か月から申し込みできますか。
10. 4月入所の受付期間後に生まれる子について、4月入所の申込みは可能ですか。
11. 布おむつを使用している保育施設はありますか。

Q1	教育・保育給付認定証（教育・保育給付認定通知書）とはなんですか。
A1	保育を必要としていることを証明するもので、保育施設への入所の可否とは別に発行されます。平成27年度より開始された「子ども・子育て支援新制度」において、保育施設の利用を希望する場合に、保育の必要性の有無やその期間について市から認定を受けることが必要になりました。

Q2	施設等利用給付認定とはなんですか。
A2	幼稚園及び認定こども園(教育)の預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるために必要となる給付認定のことです。 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育料とともに、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用費なども無償化の対象となりました。

Q3	祖父母やおじ、おばと同居しています。保育を必要とする要件が必要ですか。
A3	65歳未満であれば必要です。住民票では別世帯になっていたとしても、同居している場合は全員分の要件書類を提出する必要があります。ただし、完全二世帯住宅(玄関や水道メーター等が全て別々になっている。)や同じ敷地内に別々に家がある場合は別居とみなしますので、証明できる書類(検針票の写し等)をご提出ください。なお、住民票の異動がないまま別居となっているご家族がいる場合も、同様に書類の提出が必要です。

Q4	配偶者と別居している場合の取扱いについてはどのようになりますか。
A4	別居中であっても、離婚が成立していない場合は配偶者の各種書類の提出が必要になります。離婚調停中の場合は、そのことが証明できる書類を出してもらうことで、保育を必要とする要件の証明書類に代えることができます。なお、この場合でも、保育料の算定には配偶者を含めます。 また、離婚が成立していても、元配偶者と同居している場合は各種書類の提出が必要になります。 DV被害等により配偶者と連絡が取れない場合は別途ご相談ください。

Q5	希望施設はいくつ書かなければいけないですか。
A5	希望施設数によって点数は変わらないため、いくつ書かなければならないという条件はありませんが、希望する施設が少ないほど、結果的にどこの施設にも入所できなくなる可能性が高くなります。職場や家庭の都合等により保育施設の利用を強く希望する場合は、通える範囲でできるだけ多く記入してください。たとえ空きがあっても、希望施設に記入していない施設へ入所を決定することはありません。 なお、第1希望の施設に入所ができない場合のみ第2希望(以下同様)の施設への利用調整を行いますので、第2希望等を記入したことによって第1希望の施設に入所しづらくなることはありません。

Q6	希望施設の順位によって点数は変わりますか。
A6	<p>変わりません。希望施設の順位による加点はありません。</p> <p>【例】点数の高い世帯の第16希望と、点数の低い世帯の第1希望の場合、点数の高い世帯が入所決定します。ただし、これは点数の高い世帯が第15希望までの施設に入所できなかった場合となります。</p>
Q7	空きがない施設に申し込むことは可能ですか。
A7	<p>可能です。申込時は受入可能数に空きがなくても、退所や転所により空きが生じる場合がありますので、入所したい順に希望施設をご記入ください。</p>
Q8	兄弟姉妹が同時に申込みする場合、書類は児童数分必要ですか。
A8	<p>申込書、保育料納付誓約書、児童状況調査書及び食物アレルギー調査書は児童数分必要ですが、勤務証明書等の要件書類は2人目以降の分は写しを提出いただいて構いません。</p>
Q9	生後何か月から申し込みできますか。
A9	<p>生まれた日を生後0日とカウントし、生後56日経過後の翌月1日から受け入れ可能です。申込み前に事前に施設へ相談することをおすすめします。</p>
Q10	4月入所の受付期間後に生まれる子について、4月入所の申込みは可能ですか。
A10	<p>申込み可能です。</p> <p>4月入所は申込みの時期が通常と異なるため、出産前でもお申し込みいただけますが、4月1日時点で生後57日目以上になる見込のお子様を対象です。申込みの際には母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日記載のページ)を添付してください。</p> <p>出産後には生まれた子の氏名や生年月日等、申込書に加筆が必要となるため、出生届の手続時に必ず保育課へお越しください。</p>
Q11	布おむつを使用している保育施設はありますか。
A11	<p>西秋留保育園と秋川あすなろ保育園が布おむつを使用しています。希望により、布おむつか紙おむつの選択が可能です。布おむつは、ご用意や洗濯を各ご家庭で行っていただきます。紙おむつは、園指定の業者に利用料をお支払いいただきます。</p> <p>また、あきる野こどもの家では、布おむつをリースしています。こちらも希望により、布おむつか紙おむつの選択が可能です。布おむつは、ご用意や洗濯の必要はありませんが、リースのため別途リース代をお支払いいただきます。</p> <p>どちらも料金等は各保育施設へお問い合わせください。</p>